



# 2013 自治労 Vol.08

## つべつ

2013.1.25 (金)

発行:自治労津別町役場職員組合 教育宣伝部

# 地公給与7.8%削減問題④

## 地方自治の根幹に関わる問題

23日、全国知事会議が開かれ、地方公務員の給与削減などについて協議がなされました。

### 総務相 給与削減25年度限り

新藤総務相は、「最大の問題は実行時期をいつにするか。財政当局は当初、2カ年の実施を求めていたが、これは平成25年度限りということで押し戻した。今度の給与削減が単なる財政削減措置に終わってはいけない。お金の問題だけで終わらせない。国・地方の意気込みを示し、それが地域経済の活性化、さらには防災、減災事業、まちづくりに貢献したんだという大義を共有しよう。地方の行革努力を反映させる工夫が必要だ。財政当局と折衝の中で地方の声をできるだけ取り入れて、皆さんにご理解いただけるものにしたい」と述べました。

### 各知事からは反対意見続出

山田知事会長（京都府知事）当初、地方公務員の方が給与が高いから給与を削減しろとの発言があった。長年にわたり改革を続けてきた地方公務員と、臨時的な国家公務員の削減を同列に並べる暴論だ。首長が提案し、議会が承認し、住民の皆さんの中の決定の中で生まれるものだ。地方自治の根幹に関わる問題。交付税について削減という話が出てきた。国の給与削減は、東日本大震災の復興に充てることを前提にしたものだ。こうした大義がなければ、地方交付税の削減は国の財政再建に充てられるだけで、国民に寄与するものではない。こうした差別的な扱いは認められない。国家公務員と地方公務員の給与の問題は、ラスパイレスの在り方や、手当と給与の在り方を含め大変おかしい状況が生まれている。

ている。今後、公務員の給与の適正化のためにも国と地方がしっかり協議する場をつくり、互いの意見を交換する中で適正な給与水準をつくることを求める。もう一点は、自動車取得税の問題。全国知事会の基本的な対応は、代替財源なければ廃止なしだ。代替財源のめどが立っていない中で廃止報道だけが先行するのは遺憾。しっかりした代替財源を示してこの問題に対処願いたい。（つづく）

## 連合旗開き

本日25日(金)

午後5:30 集合 町民会館

単産紹介で青婦部「出しモノ」を披露

◎ぜひ家族でお越しください。お子さんにはお菓子の詰め合わせがあります。

◎抽選会では家計が助かる、たくさんの景品が用意されています。

◎参加費は組合会計から負担します。

### 推薦候補予定者の後援会加入活動

後援会加入申込書の第1次取りまとめは、週明け1月28日です。組合員のみなさんのご協力をお願いいたします。

# 「地財確立」町職も要請実施

自治労はこれまで、地方交付税総額の確保に向けた要請行動を行ってきていますが、政権が交代したことから、改めて要請行動を実施しました。

中央本部は、地方六団体を通じて、政府の予算編成に向けて意見反映を行い、主に①地方交付税の総額を確保すること、②震災復興関連予算を確保すること、③公共事業に係る財源措置について地方の財政負担を慎むこと、④国家公務員給与の臨時削減措置を地方公務員へ波及させないために、地方財政計画・地方交付税の算定に臨時削減措置を反映させないことを求めました。

地方自治体の予算編成作業は、地方財政計画や政府予算案を踏まえて、2～3月議会へ提出されます。総務省は自治体の予算編成作

業に支障が生じないようにするため、十分な情報提供を1月中に行うとしており、「地方財政計画」が週明け28日にも示される見通しで、地方交付税と地方公務員の給与削減問題は本日25日が山場となります。

北海道本部は、北海道知事および北海道市長会、北海道町村会に対して要請行動を実施し、網走地方本部は、オホーツク管内町村会に対して要請行動を行いました。道本部は全単組にも取り組みを提起し、各市町村から振興局館内の町村会と町村議会議長会、さらには、北海道、全国の同団体へと要請が行われ、政府予算に意見反映されることをめざしています。津別町職は町長あての要請文を総務課長に、議会議長あての要請文を推薦議員も同席し議会事務局長に提出しました。

## 山口財務副大臣 2年前の質問

地方交付税削減で地方公務員の給与削減を強要しようとしている財務省。山口俊一財務副大臣は2011年5月、地域主権を推進する民主党政権に対し「地方に厳しい民主党政権」という批判をネライ「地方公務員の給与削減に関する質問主意書」を提出していました。以下、山口財務副大臣が、野党で“財務副大臣ではなかった”時に何を言っていたかみてみます。

### 地方交付税減額に連動し給与を下げなければならないか

■質問：仮に、地方交付税の交付額が下げられた場合、地方公共団体は地方公務員の給与を連動して下げなければならないのか。例えば地方交付税の減額分を地方公務員の給与の削減ではなく、投資的経費削減で穴埋めする場合は国からの指示に従わなかったとして法令違反に当たるのか。またその場合に補助金や特別交付税の減額や起債の制限等、何らかのペナルティが科せられる

可能性があるのであれば、その具体的な内容をお教えいただきたい。

これに対し当時の菅内閣は次のとおり答弁書を出しました

### 地方交付税交付で特定の支出の削減義務付けできない

■答弁：地方公共団体の職員の給与については、地方公務員法第24条の規定により、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、当該地方公共団体の条例で定めることとされている。また、一般論として申し上げれば、地方交付税は用途の定めのない一般財源であり、国は、その交付に当たり、条件を付け、又は用途を制限してはならないとされていることから、国は、地方公共団体に対し、地方交付税の交付に当たり、特定の支出の削減を義務付けることはできない。

(つづく)